

2023年 7月4日

博士論文審査要旨

申請者：植田啓嗣（福島大学人間発達文化学類 准教授）

論文題目：タイの初等・中等学校における教育機会保障と国民統合教育に関する研究
—チェンマイ県の事例から—

申請学位：博士（学術）

審査員

主査：早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授 博士（学術） 小松茂久

副査：早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授 博士（教育学） 前田耕司

副査：早稲田大学 名誉教授 修士（教育学） 長島啓記

副査：筑波大学 名誉教授 博士（教育学） 村田翼夫

1. 本論文の目的

本論文は研究課題として、以下の二点を設定している。第一に、教育機会均等の観点から、教育機会保障の課題を明らかにすることである。すなわち、都市部に住むエリート層や富裕層ではなく、地方農村部や山間部に居住する、貧困家庭や少数民族の子どもたちを対象にした学校に焦点を当てて、彼ら／彼女らの享受している学校教育と教育機会保障の課題について分析することである。第二には、山地民に対する教育機会保障の実態を明らかにし、教育機会保障ならびに国民統合教育の側面と多文化主義の側面を中心として教育課題について明らかにすることである。

筆者は研究関心として以下の諸点を提示している。

タイはタイ族以外にも多数の少数民族を包摂している多民族国家である。そして、近代公教育が成立して以降、学校教育においては同化主義を採用してきた。学校教育はタイ族の言語や文化を中心として運営され、教育を通じた国民統合が目指されてきた。そのために、すべての国民に教育機会を保障しようとするほど、民族文化の保存や維持は困難となり、国民統合が促進される。筆者は教育機会保障と民族文化保持との間の相克はどのように乗り越えられるべきかが重要な研究課題であると考えようになった。

タイは学校体系の三類型になぞらえれば、単線型の学校制度を採用している。単線型であ

るとしても、全国的に平等な教育環境や教育機会が保障されているわけではない。同じ国立小学校であっても学校規模によって教育条件や教育環境は著しく異なっている。中等教育を拡充するために1990年代以降に増設されたのが機会拡張学校であるが、小学校の教育資源を活用して前期中等教育を提供しており、他の中等教育学校と比較するときわめて不十分な教育環境しか用意されていない。そこで、教育機会の平等について論じる際に、筆者はケネス・ハウの示した教育機会均等論の中核的概念である「形式論的措置」「補償論的措置」「参加論的措置」に即して、タイの学校教育における教育機会の平等について分析を進めている。また、社会を構成するすべての文化の価値を認め、相互の文化的価値を高め合うことを求める多文化主義の教育を実現するためには、いかなる教育機会の平等が実現されるべきかの研究関心についても、ハウの「参加論的措置」やジム・カミンズの提起したエンパワメント理論による多文化共生を目指す教育に関する理論の重要性について着目している。

タイは近代公教育成立以降、国民統合教育を積極的に推進してきている。国民統合教育を推進する際に中核的となる理念は、民族、宗教、国王の三要素からなるラック・タイ(タイ原理)であり、いわば「公定ナショナリズム」を身につけさせることを主眼とした教育が進められてきていた。国民統合教育が推進されることによって、結果的には多様な文化が統一的文化に収斂されていくこととなる。同化主義による文化剥奪の教育ではなく多文化社会を創造するにはどのような政策や措置や、そして教育が必要であるのかに関しても重要な研究関心となっている。

以上の研究関心から導かれた研究課題を解明するために、2014年から2020年にかけて行ったフィールドワーク(インタビュー調査、アンケート調査、参与観察等)に基づく研究成果が本論文である。フィールドとしてチェンマイ県を選んでいる。チェンマイ県は都市地域もあるが、農村部や山間部が大部分であり、山地民が多数居住しており、山地民を対象とした学校が多く設置されている。そして、貧困層や少数民族の子どもたちの学校教育の実態と課題を明らかにするとの研究課題を解明するのに相応しい地域である。

上記の研究課題に関わる先行研究を渉猟して、筆者は本研究の学術的意義を論じている。すなわち、タイの学校制度は単線型を導入しているものの、初等教育や中等教育の段階の学校は実に多様な様相を呈している。小学校では規模の相違によって教育内容や教育環境に大きな格差が生じているし、中等教育については一般の中等教育学校と貧困家庭や少数民族の子どもを受け入れている機会拡張学校がある。ところが、英語文献、タイ語文献、邦語文献による先行研究を渉猟すると、小規模学校に関して小規模校の教員や児童生徒の教育意識、それらの学校の存在意義に着目した研究は皆無であり、ここに焦点を当てたことに本研究の意義を見出している。機会拡張学校については、それらを対象とした研究は1990年代には研究成果が出されているものの、生徒の状況やこれらの学校の役割・意義についての2000年以降の研究は極めて乏しいままであり、成熟期に入っている機会拡張学校の今日的な役割を再評価している点に本研究の意義を見いだせる。また、山地民に関して、タイ政府

の国家的教育政策として推進してきた国民統合教育がいかなる影響を与えているのかに関する研究は皆無である。さらには、福祉学校＝スクサーソクロー学校の児童生徒の民族性やアイデンティティに諸点を当てた研究や、仏教学校に通学する山地民のエスニシティなどに関する先行研究も皆無である。以上の先行研究の到達点を幅広く検討した上で、それらの研究の限界点について論じ、結果的に本研究の学術的意義が十分に提示されている。

以上のように、従来あまり着目されてこなかった初等・中等教育を提供する多様なタイプの学校を対象に、現地調査を踏まえて、教育機会保障と国民統合教育に関してその実態や課題について分析している先行研究は存在していない。その点において本研究の学術的意義がある。

2. 本論文の構成

本論文は、第Ⅰ部：タイの教育発展と教育制度、第Ⅱ部：地方農村部における教育機会保障、第Ⅲ部：山地民に対する教育機会保障と国民統合教育、の三部構成となっている。本論文の章構成は以下の通りである。

序章 研究課題の設定

第1節 課題設定

第2節 教育の再生産論と教育機会均等論

第3節 多文化教育に関する理論

第4節 先行研究の検討

第5節 調査対象地（チェンマイ県）について

第6節 本論文の構成

第Ⅰ部 タイの教育発展と教育制度

第1章 学校教育制度の発展史

第1節 近代学校教育の黎明期（1932年以前）

第2節 立憲君主制の時代（1932～1957年）

第3節 開発独裁の時代（1957～1977年）

第4節 政党政治への移行の時代（1977～1992年）

第5節 民主化の時代（1992～2003年）

小括（第1章）

第2章 1999年国家教育法以降の教育改革

第1節 仏暦2542（西暦1999）年国家教育法

第2節 カリキュラム改革

第3節 教育行政改革

第4節 教員養成改革

- 第 5 節 2000 年代の国家経済社会開発計画と政治動向
- 小括 (第 2 章)
- 第 3 章 2010 年代におけるタイの教育制度・政策
 - 第 1 節 タイの教育制度
 - 第 2 節 タイの教育課題
 - 第 3 節 教育予算と配分
 - 第 4 節 2010 年代の教育政策
- 小括 (第 3 章)
- 第 II 部 地方農村部における教育機会保障
- 第 4 章 小規模小学校における初等教育機会保障
 - 第 1 節 小規模小学校の概要
 - 第 2 節 アンケート調査から見る小規模小学校の役割と課題
- 小括 (第 4 章)
- 第 5 章 機会拡張学校における前期中等教育機会保障
 - 第 1 節 機会拡張学校の概要
 - 第 2 節 アンケート調査から見る機会拡張学校の役割と課題
- 小括 (第 5 章)
- 第 III 部 山地民に対する教育機会保障と国民統合教育
- 第 6 章 山地民の文化と教育機会保障
 - 第 1 節 山地民の民族分類
 - 第 2 節 山地民の起源と生活
 - 第 3 節 各民族の文化的特徴
 - 第 4 節 山地民に対する教育機会保障の歴史
- 小括 (第 6 章)
- 第 7 章 山地民に対する国民統合教育とその影響
 - 第 1 節 国民統合の歴史的背景
 - 第 2 節 国民統合教育の展開
 - 第 3 節 国民統合教育の影響：モン族村の一般国立学校の事例
- 小括 (第 7 章)
- 第 8 章 スクサーソンクロー学校における山地民への教育
 - 第 1 節 スクサーソンクロー学校の概要
 - 第 2 節 国民統合教育の影響：スクサーソンクロー学校の事例
- 小括 (第 8 章)
- 第 9 章 仏教学校における山地民への教育
 - 第 1 節 タイの仏教事情

第 2 節 仏教学校の概要

第 3 節 国民統合の影響：仏教学校の事例—4 校比較—

小括（第 9 章）

終章 タイにおける教育機会保障と多文化共生教育

第 1 節 教育機会保障の課題

第 2 節 国民統合教育の影響と多文化共生教育の課題

第 3 節 本研究の限界と残された課題

おわりに 政策的インプリケーション

3. 各章の概要

第 1 章では、タイの学校教育制度の歴史的展開を概略している。国のあり方や時代によっていくぶん異なるものの、タイ式民主主義、ラック・タイの涵養に関しては継続的に重視されてきていることを明らかにしている。引き続き第 2 章では大規模な教育改革、すなわち、カリキュラム改革、教育行政改革、教員養成改革などを実施した 2000 年代を俯瞰し、そこでの諸課題について論じている。第 3 章では、タイの学校教育の全体像と 2010 年代の教育政策を中心に、わけても国民統合教育と教育機会均等に関連付けながら検討を加えている。

第 4 章では、小規模小学校を対象としてアンケート調査を実施し、教育機会均等の観点から小規模校の役割と課題について考察している。その結果、小規模校の存在意義として、学校へのアクセスの良さと貧困層の子どもへの教育機会の提供を明らかにした。小規模校の課題として複式学級の実施や体験学習の不足、設備教材の不足などがあるが、一人ひとりへのきめ細かい指導によって教育の質が維持されているとの実態を明らかにしている。都市部の教育環境に優れた大規模校に比べると小規模校に通学している低所得層や少数民族の児童は不利益を被っていることを実証している。

第 5 章では、機会拡張学校を対象としてアンケート調査を実施し、教育機会均等の観点から機会拡張学校の意義と課題について考察している。機会拡張学校は他の一般の中等教育学校と比較すると、教育環境は恵まれておらず、通学している生徒の多くは貧困層であるものの、生徒自身の意識としては学校に不満を抱いておらず、教員も機会拡張学校の意義を承認している。そのために、機会拡張学校は形式論的措置として平等な教育は行われているものの、補償論的措置の観点からは教育の機会均等は不十分であるとの結論が導かれている。

第 6 章では、山地民の文化と教育機会保障について考察を深めている。山地民を構成する 6 つの民族の言語や宗教や家族社会などの特徴について考察し、それぞれ極めて独自の言語、宗教、文化、生業を有していることを明らかにしている。これらの山地民に対してタイ政府は特に 1950 年代以降に教育機会均等政策を推進するが、その際には「タイ人」への

同化政策が用いられ、山地民の固有の文化を顧慮することはなかったが、1980年代以降になってようやく教育政策において山地民の固有文化への配慮が見出されるようになった経緯について明らかにしている。ただしこのことは、インフォーマル教育やノンフォーマル教育で該当することであり、フォーマル教育に限っては2010年代において山地民の文化に対する配慮は欠いたままであることを明らかにした。

第7章では、モン族村にある一般国立小学校を対象に、山地民の子どもの社会文化的背景やアイデンティティについて調査を実施した。モン族の児童の過半数はモン族とタイ国民の両方の複合的なアイデンティティを有しているが、モン語をあまり使わずにモン族のアイデンティティが希薄な児童がいることも明らかにした。本調査から見る限り、モン族の子どもたちはタイの文化を受け入れ、タイ国民としてのアイデンティティを漸進的に強化している。教育機会均等の観点からはモン族の一般国立小学校は形式論的措置による教育機会保障の段階であるとの結論を導いている。

第8章では、教育機会に恵まれない子どもへの教育機会保障を目的として設立されているスクサーソクロー学校を対象に、そこで多数を占める山地民の子どもの社会文化的な背景やアイデンティティについて考察した。アイデンティティについては過半数の児童生徒が自民族とタイ国民の両方のアイデンティティを持っていることや、同校の教員の過半数は「山地民の文化を守る」ことを学校の目的としているものの、実際には教員のほとんどはタイ族であり、学校での使用言語はタイ語であることから、山地民の文化の維持・保存は不十分であるとの結論が導かれている。スクサーソクロー学校は教育機会均等の観点からは補償論的措置に留まっているとともに、同化主義的教育に傾斜していて多文化主義教育とは距離があることを明らかにした。

第9章では、仏教の僧侶養成機関である仏教学校を対象として、通学する子どもたちの教育機会保障と山地民の子どもの社会文化的背景やアイデンティティの形成について考察した。仏教学校に通学している生徒の多くは将来的に僧侶を目指しているのではなく、教育機会を求めて同校に通学していることを明らかにしている。仏教学校生徒に関しても山地民の民族的アイデンティティを調べると、自民族とタイ人の複合的なアイデンティティを示している。いずれにせよ、仏教学校は貧困層の子どもに対して衣食住と教育機会を提供しており、補償論的措置を講じている側面もあるが、教育内容としては同化主義的な教育が支配的である。

終章では、第1章から第9章までの研究成果を概括し、本論文の学術的な到達点と今後の研究課題について論じるとともに、わが国の教育を考える上での本研究の含意について言及している。

4. 結論

本研究の第一の研究課題である、教育の機会均等の観点からタイにおける教育機会保障

の課題に関して述べると、事例対象とした学校、小規模小学校、機会拡張学校、スクサーソンクロー学校、仏教学校の各種の学校では、社会階層の固定的再生産が行われており、教育機会の均等は達成できていないとの結論が導かれている。ただし、これらの学校は貧困層の子どもたちに対する教育機会の提供という意味では重要な役割を果たしている。調査結果によれば子どもたちは通学校での教育に関して肯定的に評価している。ただし、客観的事実として相対的に教育環境は不十分なままである。

第二の研究課題である、教育機会均等と多文化主義の観点からの山地民に対する教育機会保障についてみると、モン族村の一般国立学校、スクサーソンクロー学校、仏教学校を調査した結果として、過半数の児童生徒が自民族とタイ国民との複合的なアイデンティティを有する一方で、いずれの学校においても国民統合教育が推進されており、山地民の言語や文化の学校教育による継承はほとんど顧慮されていない。多文化主義の観点からは、山地民の言語や文化を習得する機会の提供が必要であるし、その際には山地民の教育決定への参加が必須であり、参加論的措置に基づく教育機会の均等化が図られる必要性を筆者は指摘している。

本研究は、タイにおける教育機会の保障と多文化共生教育を主題として、研究課題の解明に取り組んできている。ここでの研究成果を基にして、タイにおいて今後いかなる政策が必須となるのかを考えるに際して示唆する事柄についても言及している。

本研究においてつぶさに検討した各種の学校の直面する課題を克服するために、これらの教育資源の乏しい学校に教員や教育予算を加配したり、これまでほとんど行われていなかった教員の異動を活発化したり、学校を超えた教員研修を実施したり、学校の ICT 化を促進することなどの必要性を提起している。また、学校統廃合を推進して教育環境の整備を図ることや、圧倒的に不足している中等教育学校の整備が喫緊の課題となっていることを指摘している。

また、山地民を対象とした学校教育での山地民の文化が尊重されていないことから、参加論的措置を講じることで、つまり学校運営に参画し、教育決定に関与すること、また山地民の教員を増やすことで山地民の求める教育を施し、特色ある文化の維持や継続を図る教育の展開の必要性を示唆している。

5. 総評

本研究の学術的価値は以下の点に見いだすことが出来る。

第一に、的確に先行研究を渉猟してその意義と限界について論じるとともに、本研究においては鍵となる概念の内包と外延を明確に描いている。すなわち、ケネス・ハウの教育機会均等論、ミルトン・ゴードンの同化理論、ジム・カミンズのエンパワー理論を理論的根拠としての的確に援用するとともに、タイ国民と自民族のアイデンティティに関する仮説を立てて検証している。

第二に、本研究は、タイで運営されている様々なタイプの学校を訪問し、学校での教員や児童生徒からのインタビュー調査、アンケート調査、参与観察等を組み合わせた実地調査を実施するだけでなく、中央政府や地方政府の教育行政職員にもインタビュー調査を実施している。さまざまなタイプの学校の実態を調査し、総合的に分析している研究は本研究以外には見られず、その点で実証性に優れているとともに、学術的価値は極めて高いと判断することが出来る。

第三に、本論文は、山地民の教育機会保障に付け加えて、多文化主義の視点から山地民の児童生徒の言語、文化、アイデンティティについて検討を加えている。このように山地民の教育機会保障ならびに多文化主義の問題について、モン族村の一般国立学校、スクサーソクロー学校、仏教学校という山地民の児童生徒を多く擁している教育機関に焦点を当てて、教育課題を解明している点に学術的価値がある。

ただし、筆者の今後の研究に期待される諸点についても触れておかなければならない。筆者が対象としたのは教育行政機関、学校、教員、児童生徒であった。ところが子どもたちの成長・発達には家庭や地域社会も大いに影響を及ぼしている。今後は、学校・家庭・地域社会と関連付けながら、国民統合教育の帰結や多文化主義の維持・存続についての検討が必要であろう。

また、山地民を対象に分析するに際して、タイのチェンマイ県だけでも主要な少数民族として6つの民族の存在について言及している。本研究で検討対象とした民族はその一部であり、民族間での教育意識や学校教育環境に相違があるかもしれない。教育機会均等や多文化主義の観点に基づく少数民族間の比較研究も今後の研究課題となろう。

多様な学校の教員や児童生徒への調査内容として、教育条件や教育環境に関する実態調査と並行して、地域間や社会階層間の差異や民族的アイデンティティの意識調査が中心であった。しかしながら、教育内容や教育方法、そして最も重要である教育成果に関する分析は希薄であった。この点も今後の研究に期待したい。

こうした課題を残してはいるが、本研究の有する学術的な価値を損ねるものではない。そして上記した諸点を総合的に判断して、審査員一同は全員一致で本論文が博士（学術）を授与するにふさわしいものであるとの結論に達したので、ここに報告する。